

令和7年度 事業計画

令和6年の「高齢社会白書」によれば、65歳以上の人口は過去最高の3,623万人となり、高齢者の総人口に占める割合は29.1%に達し、約4人に1人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えております。また、少子化が進み、労働力人口が減少していく中で、高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

企業においては、65歳までの雇用確保に加え、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされたことから、会員の年齢層の上昇、退会者の増加に伴う会員の減少や活力の低下が危惧されています。

このような状況の中で沖縄市シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していきます。

特に、労働者派遣事業を積極的に進め、多種多様な就業機会の提供を図り、「会員の拡大」同時に「安全・適正就業の徹底」等にも取り組み、高齢者社会を支える中核的な存在として、地域社会に一層貢献すべく信頼と期待に応えられるよう更なる努力をしてまいります。

また昨年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス新法」という。)に適切に対応するためのシルバー事業における新たな契約方法への円滑な移行を進め、発注者とシルバー人材センター・会員相互が、信頼関係の基に地域のお役に立てに資するシルバー人材センターに改革をおこなっていく。

最後にシルバー事業の運営にとって、安全就業、適正就業の徹底は、最重要課題であり、令和7年度は「安全・適正就業委員会」において、事故防止の啓発・安全就業の啓発、適正就業ガイドラインの周知・活用などの取組を引き続き重点的に行うこととします。

また、これまで取り組んできた事故防止、適正就業を一層進めるための啓発や研修等の取組を協議し、その具体化に向けた次の取組も引き続き行うこととします。

1. 基本方針

- (1) 高齢者の入会促進と就業機会の確保・拡大
- (2) 安全・適正就業を推進し、魅力あるシルバー人材センターの実現
- (3) 組織の充実・強化と運営基盤の強化
- (4) 公益目的事業の着実な実施と地域社会への参加活動推進

2. 数値目標

- ① 会員数 520人
- ② 就業率 78%
- ③ 就業延人員 35,000人
- ④ 派遣事業延人員 2,800人

2. 実施計画

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業 機会の提供

① 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これをその能力、希望等に応じて請負又は委任の形式により就業機会を提供する。又、ローテーション就業やワークシェアリングを実施し、仕事の分かち合いに適切に配慮していく。

(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 有料の職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、そのような仕事を希望する高齢者のために有料の職業紹介事業を行う。

ア 数値目標

- ・ 求人件数 1 件
- ・ 有料職業紹介事業収益 1 千円

② 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき実施する。本事業を令和7年度の重点事業と位置付け、重点的に推進する。

ア 数値目標

- ・ 受注件数 10 件
- ・ 労働者派遣事業収益 1,400 千円

(3) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習会

就業上必要な知識、技能を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り活力ある地域社会づくりに寄与する。

(4) 上記（1）から（3）の事業を推進するための諸活動及びその他の社会活動を推進するための諸活動

① 普及啓発

本事業の発展拡充を図るため、一般市民、事業所、官公庁に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の事業に対する啓発活動を、次のとおり取り組む。

- ア 独自の普及啓発イベントの開催
- イ 普及啓発チラシの配布及び情報誌「ニュースゆんたく」の発行や「ホームページ」「SNS」等を活用した情報発信
- ウ 各種イベントへの参加

② 安全・適正就業の推進

高齢者が自らの健康保持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発を行う。

- ア 安全・適正就業推進大会の開催
- イ 安全就業パトロールの強化
- ウ 安全・適正就業委員会の開催と安全対策推進実施計画の策定
- エ 就業日報（裏面にある安全就業点検表）を活用した健康管理の啓発
- オ 「ニュースゆんたく」や「ホームページ」「SNS」等による情報の発信、周知等
- カ 「シルバー人材センター適正就業ガイドラインを活用して、会員及び発注者にシルバー人材センターにおける適正な就業方法等を周知
- キ 感染症に係る感染防止対策の徹底、周知・推進による安心できる就業環境の確保
- ク その他必要な事項

③ 調査研究

本事業の実績を集計するほか、時代の要請に対応した事業展開を図るため、次のとおり調査研究を行う。

- ア 高齢者の就業に対する意識調査に関する調査の実施（就業相談等）
- イ 必要に応じ、他センターの情報を収集し、当センターの事業運営に反映させる

④ 会員の拡大

会員が減少する中で、新規会員を拡大するため、次のとおり取り組む。

- ア 入会説明会及び就業相談会の強化
- イ 会員による「一人一会員」運動の継続的推進
- ウ 自治会等との連携による一般家庭へのチラシ配布
- エ 「ニュースゆんたく」や「ホームページ」「SNS」等による情報の発信

⑤ 就業分野の開拓・拡大

地域の一般家庭、事業所、官公庁等を訪問し、高齢者に相応しい仕事を開拓するとともに、高齢者の就業能力や経験を把握分析し、地域ニーズに対応する仕事の提案を次のとおり行う。

- ア 官公庁（市長、市議会議長、担当部局等）への要請
- イ 事業所、自治会、関係団体等への訪問
- ウ デジタル分野の推進

⑥ 相談、情報提供

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施し、高齢者からの相談に対応するほか、地域における働く高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、雇用、就業、ボランティア活動等に係る相談、情報提供を一般市民や高齢者に行うため次のとおり取り組む。

- ア 入会説明会の開催
- イ 就業相談

⑦ 社会参加活動の推進

ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、「できることを」・「できる範囲で」行う社会参加活動を一般市民と連携して実施する。また、加齢に伴い就業を離れた高齢者に対しては、高齢会員等の生活環境に合わせたボランティア活動等の社会活動の機会を推進していく。

3. 組織の充実・強化と運営基盤の強化

「自主・自立」「共働・共助」の理念に基づき、組織力向上と地域に貢献するセンターとして体制の充実・強化に努めるため次のとおり取り組む。

（１）会議

- ア 定時総会の開催
- イ 理事会の開催
- ウ 専門委員会の開催
- エ その他必要な会議の開催